

テキサス州における各種税制について

(2016年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ヒューストン事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヒューストン事務所が現地税務・会計事務所 SCS Global Professionals, LLP に作成委託し、2016年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび SCS Global Professionals, LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび SCS Global Professionals, LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ヒューストン事務所
E-mail：HUT@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font. The letters are black and set against a white background within a black-bordered box.

目次

I. 州税の概要.....	1
1. 事業関連性（ネクサス）	1
2. 按分方式.....	3
3. スローバック・スローアウト	4
4. 合算課税（ユニタリー・タックス）	5
5. Public Law 86-272.....	6
II. テキサス州の税務.....	8
1. フランチャイズ税.....	8
i. 事業活動の定義.....	8
ii. 按分方式	9
iii. 税額計算の概要	9
iv. スローバック	10
v. 合算課税.....	11
vi. その他の特長.....	12
2. 個人所得税	14
3. 売上税・使用税	14
i. 売上税 (Sales Tax).....	15
ii. 使用税 (Use Tax)	15
4. 失業保険税	16
5. 比較事例（法人所得税）	17
i. カリフォルニア州.....	18
ii. テキサス州	19
III. 駐在員の税務.....	20
1. グロスアップ	20
2. 日米社会保障協定	21
i. 派遣期間が 5 年を超える場合.....	21
ii. 適用範囲	22
3. 比較事例（個人所得税）	22
IV. その他の税金.....	25
V. 税制以外の検討事項.....	27
VI. 付属資料.....	28

I. 州税の概要

米国では各州政府が州内の活動に対し会社法をはじめとする事業活動に関するあらゆる法環境（雇用法、税法等）を独自に制定している為、活動拠点（州）の選択は米国進出するにあたり重要な決定事項の一つとなります。州政府が課す代表的な税金として所得税、売上税、資産税、失業保険税などが挙げられますが、それぞれ課税基準が異なるため、その違いを十分に理解しておく必要があります。

【州による主な税金】

- 所得税（Income Tax）
- 売上税・使用税（Sales and Use Tax）
- 資産税（Property Tax）
- 失業保険税（Unemployment Tax）

1. 事業関連性（ネクサス）

ニューヨーク州で会社を設立し、ニューヨーク州内で事務所を構え従業員を雇い、ニューヨーク州内の顧客を相手に営利活動を行った場合、ニューヨーク州に対し何らかの税務申告（所得税または売上税）を行うのは理解できますが、ニューヨーク州で会社を設立し、カリフォルニア州で事務所を構え従業員を雇い、テキサス州の顧客を相手に営利活動を行った場合、どの州にどのような申告義務が発生するのでしょうか。

ネクサス (Nexus) は、日本語に直訳すると「つながり、結び付き」と和訳されますが、実際には該当する事業活動に対し課税に値する活動 (Nexus) を指します。

通常、会社を設立した州に関係なく事業活動を行っている州でネクサスがあると認定された場合、州政府はその会社に対して課税権を有することになりますので、該当する会社はその当該州に対して申告を行い税金を納める義務が発生します。ネクサスの規定は各州によって多少異なりますが、主に次の要項が判断基準となります。

【ネクサスの要項】

① 設立、事業登記州

会社を設立、または事業登記をした州には、実態としてそこに事務所や事業活動がなくとも、通常所得税申告を行う必要があります。ただし、州によっては、州内の活動を休止しているという届けをすることで、申告義務が免除されたり、毎年会社の登記にかかわる記録更新や、その手数料の納付を行うだけで済む州もあります。

② 事務所、機材、在庫

活動拠点としての事務所を置いている場合のみならず、州内に自社の機材を設置していたり、在庫を保管したりする場合なども課税に値する活動とみなされ申告義務が発生します。

③ 従業員

事業活動を行っているほとんどの会社は従業員を雇っていると考えられますが、通常その従業員の勤務している州に対して申告義務が発生します。従業員を雇うことで生じる申告義務を回避するために、代わりに業者を利用したとしても、その業者と専属契約を結んでいる場合は、従業員としてみなされるケースもあるので注意する必要があります。

上記の課税基準を総括すると、会社は設立された州に関係なく実際に事業活動を行っている州で課税される可能性が高くなります。そのため税務上有利な州で会社を起こしたり、事務所を他州で構えただけでは州税を回避することは考えられにくく、逆に複数の州で申告義務が発生するというデメリットが生じる可能性があります。

【日米租税条約】

市場調査や情報収集を活動目的とした駐在員事務所は、日米租税条約の恩典により連邦税が免除されますが、租税条約の適用可否は各州が独自で決めるため、州によっては効力を持たない場合があります。従って、連邦税法上では免税扱いを受ける駐在員事務所でも、ネクサスとして認定された場合には、所得が無くてもその州で課税の対象となります。

2. 按分方式

ネクサスがあると認定された州での申告義務は前述で説明しましたが、課税所得に対してそのまま税金を計算しては、その会社が活動する州の数によっては、全く利益が残らなくなることが考えられます。そのため会社全体の所得のうち、どれだけの所得が州に帰属するかを判定する必要があります。当該州に対し課税対象所得を算出する作業を「按分」と呼びます。按分の計算方法は各州によってそれぞれ異なりますが、一般的に次の要素を基に算出されます。

【按分要素】

- 売上比率
- 資産比率（在庫、賃貸も含む）
- 人件費比率

最も標準的な算出方法は、上記三つそれぞれの総額を基準要素とし、それに対する当該州内における売り上げ、資産、人件費の全体に対する各比率を算出し（例：テキサス州売り上げ÷全体の売り上げ）、それら三つの比率の平均値を全体の課税所得に対して乗じた金額を当該州課税所得とする方法です。近年は売り上げに比重を置く計算方法や、売り上げのみを基に州課税所得を算出する方式を採用する州が増えている傾向にあります。

【売上帰属ルール】

一概に売り上げといっても、会社の事業内容や関わっている産業により売り上げのかたちはさまざまあります。売り上げがどの州に帰属するかを判別する方法は各州により解釈が異なるため注意が必要です。

① 売り上げ（有形資産）

有形資産の場合、売り上げの州分別は原則その商品の納品地をもって決定されます。
(Destination Base)

② 売り上げ（サービス・無形資産）

取り扱っている商品が、サービスやデジタル情報製品（例えばソフトウェア）など無形資産の場合、売り上げの州分別は州により業務地または納品地の何れかを採用しているかで決定されます。

a. Cost-of-Performance (業務地)

売上げの帰属は、売上げの元となる業務が行われた場所をもって決定されます。(例：カリフォルニア州の取引先相手にテキサス州から電話でコンサルティングを行った場合、売上げはサービスを提供した側の州、つまりテキサス州の売上げとして計上される。)

b. Market-Based (納品地)

売上げの帰属は、売上げの納品地またはサービス受給者の場所をもって決定されます。(例：カリフォルニア州の取引先相手にテキサス州から電話でコンサルティングを行った場合、売上げはサービスを受けた側の州、つまりカリフォルニア州の売上げとして計上される。)

活動拠点と取引先が複数の州にまたがる場合、州の組み合わせによっては州税が全くかからない場合があり、一方でその逆のことが起きた場合、それぞれの州に同じ売上げを按分するという状況が生じる状況も想定されます。例えば、テキサス州 (Cost-of-Performance) の従業員が、カリフォルニア州 (Market-Based) の顧客に対しサービスを提供した場合、同じ売上げが双方の州に按分されることになり、会社にとっては不利な状況となります。

現在各州間にあるこの矛盾が問題になっており、将来的には Market-Based (サービスの提供を受けた者の所在地) に全州が移行することが予想されています。また州によってはこれにかかわる判例なども出てきているので、新しい州に進出する際は事前に専門家に相談するとよいでしょう。

3. スローバック・スローアウト

課税権が確立された州で課税所得を計算する際に、その州での売上げは按分の要素になりますが、課税権が確立されて無い州に対する売上げはどのように取り扱われるのでしょうか。

会社によっては活動拠点以外の州へ商品を出荷するケースもありますが、出荷先州が会社に対し課税権を確立していなければ、たとえ当該州に帰属する売上げがあったとしても、売上げはその州で課税されることはありません。この場合、当該州に対する売上げはどの州にも属さないため、按分計算の際に一切考慮されない状況が生じます。このような「どの州にも帰属しない売上げ」を按分要素の一部として計算する方式にスローバックとスローアウトがあります。

スローバックとスローアウト以外、つまり課税先の州が明確な場合、州の売り上げを分子として扱い、会社全体の売り上げを分母として按分率を算出します。

① スローバック

有形資産の場合、前述の売上帰属ルールでも述べましたが、納品地に対して売り上げが帰属されます。例えば、カリフォルニア州を活動拠点としている会社がテキサス州の顧客に納品した場合、通常その売り上げはテキサス州の売り上げとして認識されます。
(Destination State)

ところがもし同会社が、テキサス州にネクサスが無く、よってテキサス州で申告を行う必要が無かった場合、売り上げは課税をされることはありません。このような場合、「どの州にも帰属しない売り上げ」を商品を発送した州、つまりカリフォルニア州の売り上げとして帰属する考え方をスローバックと呼びます。(Origin State)

② スローアウト

「どの州にも帰属しない売り上げ」を売り上げの一部として取り組むスローバックとは対照に、スローアウトは「どの州にも帰属しない売り上げ」を逆に売り上げから除外する計算方法です。

通常であれば按分計算を行う際、その州の売り上げを分子として扱い、会社全体の売り上げを分母として分数計算を行います。スローバックの場合、「どの州にも帰属しない売り上げ」を分子として組み込みますが、スローアウトは「どの州にも帰属しない売り上げ」を分子として組み込まない代わりに、同額を分母から除外するという方式で分母が小さくなる分、それに比例して按分率を上げるという考え方です。

上記を総括すると、売上帰属ルールが **Market-Based** (納品地) で、スローバックまたスローアウトを採用していない州から商品販売を行うことで節税効果を得られることが考えられます。

4. 合算課税 (ユニタリー・タックス)

州政府は独自の税法を制定することが認められており、各州で制定されている課税の規定がそれぞれ異なるため、税金を納める側も税法の違いを利用して節税対策を講じるのは自然の成り行きといえるでしょう。州税を軽減するために子会社を複数設立して事業活動を分業することにより経費を削減することが考えられます。極端な例えでは、高税率州にある会社にすべて

の販管費を負担させ、低税率州にある会社に売り上げが出るようにすることで事業体全体としての税金を軽減するという方法が挙げられます。

このような税法の違いを利用した租税回避行為を封じるため、ユニタリー・タックスと呼ばれる制度を導入する州が増えてきています。ユニタリー・タックスとは、法律上は別々の会社として存在するものの、ユニタリー・ビジネス（単一事業体）としての条件を満たした場合、それらの会社を一つの事業体（グループ企業）として取り扱い、事業体全体の所得の合算を義務付ける課税ルールです。課税基準は州によって多少異なるものの、原則として次の条件を満たした場合、ユニタリー・ビジネスとして認定されます。

【ユニタリー・ビジネスとしての原則】

- ① 50%以上の資本関係にあること
- ② 事業活動内容に類似性があること
- ③ 事業が一元管理されていること

合算対象の範囲は各州で規定されており、州によっては海外法人もグループ企業の一つとして含める場合があるので、海外から米国内に会社を設立または新たに別の州へ進出する際には、十分注意をする必要があります。

例えば、カリフォルニア州は海外の法人も合算の適用範囲に含めていますので、ユニタリー・タックスを計算する際に海外法人（例えば、日本の親会社）の所得も合算する必要があります。テキサス州は海外法人を合算課税の対象外として規定しているため、米国外法人の所得を含める必要はありません。

5. Public Law 86-272

連邦州際通商法 (Public Law 86-272) に準じて、州政府は課税権を確立していない会社に対する課税が制限されています。この制度により州政府が制定している課税に値する活動 (Nexus) を行っておらず、かつ当該州での事業活動内容が州際通商法で保護されている範囲内であれば、その州から所得を得ても課税されることはありません。

ただし州際通商法の適用は所得税が対象となっているため、それ以外の税金（例えば、フランチャイズ税など）に対する効力を持っていません。また、売り上げの規定が有形資産を対象としているため、サービスや無形資産には適用されません。保護活動範囲外の事業活動を行っ

た場合、州際通商法の効力が無効になるので、課税権が確立されていない州内での活動には細心の注意を払う必要があります。

【 PL 86-272 適用保護活動 】

- 広告やカタログなどによるセールス活動
- 注文また発注作業を州外で行う
- サンプルやプロモーション用商品の無料配布
- サンプルやブースの設置（年間通算 2 週間以内に限る）
- 取引先の在庫確認作業
- 販売員の求人活動およびトレーニング
- 苦情への対応

II. テキサス州の税務

1. フランチャイズ税

テキサス州では法人に対して所得税を設けていませんが、テキサス州で設立された会社、またはネクサスがあると認定された会社に対し、営業許可の一環として所得税の代わりにフランチャイズ税の申告を義務付けています。

自社の事業活動内容が、課税の対象となるか独自で判断することが難しい場合には、テキサス州発行のネクサス・アンケート用紙(様式 AP-114)の質問に答え、回答用紙を提出することで州政府の意見を仰ぐことができます。

i. 事業活動の定義

テキサス州内で事業活動有無の判断は、その活動内容、頻度、性質によって判断されます。具体的な判断材料として、主に次の活動が挙げられます。(TAC Rule §3.586)

- 宣伝・広告
- 委託販売
- 契約業務
- 雇用または契約社員を有する
- 在庫などの資産を保有
- 事務所を構える
- サービスを提供
- 商品の設置または修理
- トレーニングやセミナーなどを行う
- カスタマーサービス

ii. 按分方式

州課税所得を計算する際に行われる按分計算には売り上げ、資産、人件費の三要素を含めた算出方法が一般的ですが、テキサス州の場合、按分計算には売り上げしか考慮されません。そのためテキサス州の課税所得計算には、総収入 (Everywhere Gross Receipts) に対するテキサス州の収入 (Texas Gross Receipts) の比率が用いられます。この比率を一般的に「按分率」と呼びます。(Apportionment Rate)

$$\text{按分率} = \text{テキサス州収入} \div \text{総収入}$$

例えば、総収入 100 万ドルに対しテキサス州の収入 (州に帰属する収入) が 25 万ドルの場合、課税対象所得計算に用いられる按分率は 25% (25 万ドル ÷ 100 万ドル) となります。

iii. 税額計算の概要

フランチャイズ税は、グロスマージンと呼ばれる粗利益に対し、按分率および税率を乗じて算出されます。グロスマージンの計算方法は四通りあり、そのうち金額の一番低いグロスマージンが計算式に採用されます。税率は業種により異なり、小売・卸売業種は 0.375% で、その他の業種は 0.75% となります。

$$\text{フランチャイズ税} = \text{グロスマージン} \times \text{按分率} \times \text{税率}$$

【グロスマージン】

- ① 総収入¹の 70%、または
- ② 総収入¹から売上原価を差し引いた金額、または
- ③ 総収入¹から人件費を差し引いた金額、または
- ④ 総収入¹から 100 万ドルを差し引いた金額 (のうち一番低い金額)

総収入算出計算式	
(+)	総売上 (Gross Sales)
(+)	配当収入 (Dividends)
(+)	利子収入 (Interest)
(+)	賃貸収入 (Rents)
(+)	使用料 (Royalties)
(+)	譲渡損益 (Gains/losses)
(+)	その他収入 (Other income)
(-)	不良債権 (Bad Debt)
(-)	海外法人からの配当・使用料
(-)	パス・スルー法人からの分配所得
(-)	関連会社からの認識配当収入
(-)	Disregarded Entity からの所得
(-)	フロースルー・ファンド
(-)	政府債券からの利子や配当
=	¹ 総収入 (Total Revenue)

優遇措置

- 総収入¹が 111 万ドル以下の場合、非課税
- 税額が 1,000 ドル 以下の場合、免税

iv. スローバック

課税所得計算を行う上で州が有利になるよう、「どの州にも帰属しない売り上げ」を課税対象売り上げとして取り組む規定をスローバック・スローアウトと呼びますが、規定導入の判断はそれぞれの州政府に一任されています。もともと、スローバック・スローアウトの概念は、「どの州にも帰属しない売り上げ」を商品を発送した（出荷元）州の売り上げとして認識する

ことで当該州に対する課税所得を増加させることを目的としているため、規定を導入している州で事業活動を行っている会社には不利な状況となります。

例えばカリフォルニア州を活動拠点としている会社がテキサス州の顧客に納品した場合、通常その売り上げはテキサス州の売り上げとして認識されますが、もしテキサス州がその会社に対し課税権を確立していない場合、その売り上げは出荷元の州、つまりカリフォルニア州の売上として認識する必要があります（カリフォルニア州はスローバックを採用。）

テキサス州の場合、スローバック・スローアウトの何れも採用していないため、「どの州にも帰属しない売り上げ」があった場合、テキサス州の売り上げとして認識する必要は無く、その結果フランチャイズ税を計算するうえで有利に働きます。

v. 合算課税

法律上、個別の会社として存在していてもユニタリー・ビジネス（単一事業体）として事業活動を行っている場合、フランチャイズ税を合算課税（Combined Report）して申告することが義務付けられています。

フランチャイズ税申告をする義務があり、かつ次の条件を満たす会社は、ユニタリー・ビジネスとして取り扱われますので、課税所得を計算する際にはグループ企業の所得を合算して申告する必要があります。テキサス州では合算課税の対象が米国内の法人と規定されているため、海外法人がグループ企業の一つであったとしてもその法人の所得を合算する必要はありません。

【ユニタリー・ビジネスの条件】

- ①50%以上の資本関係にあること
- ②事業活動内容に類似性があること
- ③事業が一元管理されていること

【注意事項】

合算対象法人 (Combined Group)

米国内すべてのグループ企業が合算課税の対象となるため、単体としてネクサスが無い会社も、合算課税の一部として含める必要があります。

非課税収入リミット (No Tax Due Threshold)

ユニタリー・ビジネスの対象とみなされた場合、グループ企業全体の総収入が非課税収入リミットの判定基準となるため、直接テキサス州内で事業活動を行っていない場合でも収入総額として計算する必要があります。

合算対象所得 (Taxable Gross Receipts)

州が課税権を確立していない場合、その会社の収入は課税対象所得とはならないため、按分計算の総収入（分母）の一部として取り組まれますが、課税対象収入（分子）として考慮する必要はありません。また、会社間取引で得た収入も合算課税の計算に含める必要はありません。

代表申告 (Reporting Entity)

合算課税申告ではグループ企業を代表して申告を行うことが認められており、通常、親会社または設立、登記、事業活動等を通じてテキサス州に最も結び付きが強い会社の何れかが代表として申告を行います。

vi. その他の特長

Public Law 86-272 の取り扱い

I. 5. で述べた Public Law 86-272 の適用範囲は法人所得税に限られているので、フランチャイズ税には適用されません。そのためテキサス州内での事業活動が Public Law 86-272 で規定されている保護活動範囲以内であっても、フランチャイズ税を申告するケースもあります。

パス・スルーの取り扱い

パス・スルー法人に対する課税は通常株主、メンバーまたはパートナーに対して行われますが、フランチャイズ税はパス・スルー法人に対して直接課税をします。

非課税収入リミット

非課税収入リミットの金額は、毎年偶数年度に見直しが行われ、現行のリミット金額 111 万ドルは、来年度（2017 年申告分）まで適用され、2018 年度にまた見直しが予定されています。

売上認識規定

- 有形資産は納品地 (Market-Based)
- サービスは業務提供地 (Cost-of-Performance)
- 賃貸収入は賃貸の所在地 (Location of Property)
- 無形資産は取引先の住所 (Location of Payor)

繰越欠損金

フランチャイズ税は、粗利益 (Gross Margin) に対して課税され、純損失を考慮しません。その為、繰越欠損金の概念は適用しません。

予定納税

テキサス州は予定納税制度を導入しておらず、各四半期ごとの税金の計算をする必要はありません。税金の納付は、年に一度フランチャイズ税申告または延長申請を行う際に納付することが義務付けられています。

最低課税額 (ミニマム税)

最低課税額を設けていないフランチャイズ税は、年度によっては全く税金が発生しない年もあります。また税額が 1,000 ドル 未満の場合、納付が免税されます。ただし税額に関係なく申告を行う必要はありますのでご注意ください。

提出期限・延長申請

税金申告と納付期日は、事業年度に関係なく毎年 5 月 15 日と規定されています。期日までに申告書の提出が困難な場合、様式 05-164 を提出することにより最長 6 カ月の延長が認められますが、延長は申告のみに適用されるため、税金の納付は期日内に行う必要があります。

2. 個人所得税

テキサス州では個人所得税が無く、所得に対する課税は連邦税のみとなります。そのため駐在員に対して給与の手取り保障契約を行っている会社にとって次の経費削減効果が考えられます。

【経費削減効果】

- 州税に対するグロスアップ計算をする必要が無い
- 会社補てん分の税金の軽減
- 州所得税申告書作成費用の軽減

3. 売上税・使用税

日本の消費税にあたる税金は、米国では売上税 (Sales Tax) または使用税 (Use Tax) と呼ばれ、各州で財源確保手段の一つとして導入されています。現在、アラスカ²、モンタナ、ニューハンプシャー、デラウェア、オレゴン州を除く 45 州で売上税・使用税が導入され、そのうち税率が一番低いのがコロラド州の 2.9% で、逆に一番税率が高いのがカリフォルニア州の 7.5% となります。テキサス州の税率は 6.25% となっています（地方自治体の税率を除く）。

事業関連性（ネクサス）

所得税同様、州政府が売上税・使用税を課税するにはネクサス規定に基づいて課税権を確立する必要があります。ネクサスの規定は、州によってそれぞれ異なりますが、原則として次の何れかの条件を満たすと、売上税・使用税の課税権が発生すると規定されています。また近年の電子商取引の増加に伴い各州政府は、事業関連性の課税基準を見直し、課税範囲を拡大する傾向にあるため、事業拠点州外へ販売を行う際には、事前に販売先州の制度を確認することが重要となります。

²アラスカ州は、州レベルで売上税を設けていないが、地方自治体が売上税を課税しているところもある。

【課税基準】

- ① 当該州で会社を設立
- ② 当該州内に事務所、在庫などを構えている
- ③ 当該州内に従業員がいる
- ④ 当該州内に有形または無形資産を所有している
- ⑤ 当該州へ定期的に従業員を派遣している

課税対象

基本的に有形資産が課税の対象となり、課税範囲は各州により異なります。有形資産でも、生鮮食料品（卵、野菜、肉類、魚介類）など加工されていない食料品は課税対象外となりますが、飲食店で提供される食事、またはすぐに消費できる状態で販売されている食料品（Ready-to-Eat Food）などは課税の対象となります。

サービスに対する売り上げもほとんどの州で非課税扱いとなっており、ソフトウェアなどの無形資産に対しては、州によりそれぞれ取り扱いが異なります。テキサス州の場合、一般向けに市販されているソフトウェアは課税の対象となりますが、カスタマイズされたソフトウェアはサービスとみなされるため非課税扱いとなります。

i. 売上税 (Sales Tax)

売上税は、課税対象商品が最終消費者に販売された時点で課税される税金です。購入者が再販目的で商品を購入した場合、最終消費者とならないため売上税は発生しません。原則として税金の徴収および納付義務は販売側にあり、商品を販売する際に売上税を購入者から徴収する義務があります。

ii. 使用税 (Use Tax)

使用税は、本来売上税が発生する商品が、消費された時点で課税される税金です。購入した商品に対し売上税が徴収されなかった場合、使用税の申告および納付義務は購入側にありますのでご注意ください。税金の申告は、使用税という名目で行われますが、実質的には売上税と同じ税金となります。

再販証明書

再販目的で商品が購入された場合、販売側は売上税の徴収を免除されますが、申告自体は行う必要があります。販売者は、徴収義務免除の証明として購入者から再販証明書 (Resale Certificate) を入手する必要があります。購入者が再販証明書を提示しない場合は、徴収の免除を受けられないので販売者は売上税を徴収する義務があります。

申告期日

申告期日また申告の頻度は、納付額によって異なり、月ごと、四半期ごとまたは年度ごとの何れかの方法で行います。申告頻度は前年度の納付実績を基に判断され、納付金額に大きな変動があった場合、次のスケジュールを基に州政府から新たな申告頻度の通知が送られてきます。

【 申告頻度と期日 】

a. 月ごと

月々の納付額が 500 ドル 以上の場合。申告期日は、当該月の翌月の 20 日。

b. 四半期ごと

月々の納付額が 500 ドル 以下、または四半期合計額が 1,500 ドル 以下の場合。
申告期日は、当該四半期の翌月の 20 日。

c. 年度ごと

納付額が、年間 1,000 ドル 以下の場合。申告期日は、毎年 1 月 20 日。

4. 失業保険税

失業保険基金は連邦と州の両政府で資金を捻出しています。税金は雇用主が全額負担し、負担額は各州によりそれぞれ異なります。テキサス州は、課税対象給与額を一人当たり年間最高 9,000 ドル と設定しており、税率は 0.45%～最高 7.47%となります。カリフォルニア州の課税対象額は 7,000 ドル で、税率は 1.50%～最高 6.20%となります。

5. 比較事例（法人所得税）

次の事例を基にテキサス州とカリフォルニア州の税金の違いを説明します。なお、事例はあくまで州税の違いを説明することを目的としており、税務アドバイスを行うものではありません。

	単位：1ドル			
	事例①	事例②	事例③	
売上 (Gross Sales)	1,000,000	2,000,000	2,000,000	A
売上原価 (COGS)	650,000	1,300,000	1,300,000	
売上総利益 (Gross Profit)	350,000	700,000	700,000	
人件費 (Compensation)	110,000	220,000	280,000	
その他経費 (Other Expense)	190,000	380,000	430,000	
税引前利益 (Income Before Tax)	50,000	100,000	(10,000)	B
グロスマージン計算				
① A の 70%	700,000	1,400,000	1,400,000	
② 売上原価 (COGS)	650,000	1,300,000	1,300,000	
③ 人件費 (Compensation)	110,000	220,000	280,000	
④ 100 万ドル	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
①～④のうち最も大きい金額	1,000,000	1,400,000	1,400,000	C
グロスマージン (A - C)	-	600,000	600,000	D

税金比較

連邦税 ³ (34%)	17,000	34,000	-	= (B x 34%)
カリフォルニア州税 ³ (8.84%)	4,420	8,840	800	= (B x 8.84%)
テキサス州税 ⁴ (0.75%)	-	4,500	4,500	= (D x 0.75%)

³ 連邦およびカリフォルニア州法人所得税は、税引前利益 (B) に対して税率を乗じて算出される。

【事例①】

カリフォルニア州の場合、税引前利益 5 万ドルに税率 8.84% を乗じた税額 4,420 ドルが法人所得税として課税されます。

テキサス州の場合、グロスマージン 0 ドルに税率を乗じますので税金は発生しません。この場合、結果的に税額はゼロになっていますが、収入総額が非課税収入リミット 111 万ドル以下となりますので、非課税扱いとなります。そのため、税金計算を行う必要もありません。またテキサス州は、最低課税額を設けていませんのでミニマム税納付を行う必要もありません。

【事例②】

カリフォルニア州の場合、税引前利益 10 万ドルに税率 8.84% を乗じた税額 8,840 ドルが法人所得税として課税されます。

テキサス州の場合、グロスマージン 60 万ドルに税率 0.75%（その他業種と仮定）を乗じた税額 4,500 ドルがフランチャイズ税として課税されます。また仮に税額が 1,000 ドル以下だった場合、納付の免税を受けますので、実際に納める税金はゼロとなります。

【事例③】

このケースの場合、経常損失 ▲1 万ドルとなっているため、カリフォルニア州の法人所得税額は最低課税額 800 ドルとなります。また、当期経常損失を 20 年繰り越すことができるため、黒字決算年度の税引前利益と相殺することが可能です。

テキサス州の場合、事例②同様グロスマージン 60 万ドルに税率 0.75%（その他業種と仮定）を乗じた税額 4,500 ドルがフランチャイズ税として課税されます。フランチャイズ税は売上原価、人件費以外の販管費用を税金計算に含めないため、状況によっては経常損失を出した年度でも税金が発生する場合があります。また、損失の繰り越し概念がないため、年度別の利益に対する相殺を行えません。

まとめ

i. カリフォルニア州

カリフォルニア州の法人所得税は税引前利益に対して課税されるので、課税所得ベースで計算された税額とミニマム税 800 ドルの何れか高い方が課税される仕組みになっています。そのため、毎年ある程度税金を納める必要があり業績不振（赤字決算）の場合、

⁴ テキサス州フランチャイズ税は、グロスマージン (D) に対して税率を乗じて算出される。

納付額はミニマム税 800 ドルのみとなります。当期損失に関しては、20 年繰り越すことができるため、黒字決算年度の税引前利益と相殺することが可能です。

カリフォルニア州は予定納税制度を導入しており、各四半期ごとに年間予想税額に対し納付が必要です（最低予定納税額は、ミニマム税の 800 ドル）。また、スローバック・ルールも採用しているため、カリフォルニア州内から出荷された「どの州にも帰属しない売り上げ」があった場合には、カリフォルニア州の売り上げとして計上します。

ユニタリー・ビジネスに対しては全世界の法人が対象となるため、海外法人を合算課税の対象外とするためには、申告時に水際選択 (Water's-Edge Election) を同時に行います。

ii. テキサス州

テキサス州フランチャイズ税は、一般的な法人所得税に比べ税法がシンプルで、ミニマム税を設けていないため税金を全く支払わなくてもよい年度もあります。税金の計算は、グロスマージンと呼ばれる粗利益に税率を乗じて算出され、税額が 1,000 ドル以下の場合、納付が免除されます。予定納税、スローバック・ルールも採用しておらず、採用をしている州に比べ税金計算が有利になります。

ユニタリー・ビジネスに対しては、課税対象が米国内の法人に限られているため、フランチャイズ税を計算する際に、海外法人の売り上げを合算する必要はありません。

フランチャイズ税は従事している産業（製造、サービス、小売り・卸し売りなど）、またコスト構造によって有利に働くケースがある半面、売上原価および人件費以外の諸経費を税金計算に考慮しない分、赤字決算の年でも税金が発生するデメリットがあります。

III. 駐在員の税務

駐在員の場合、日本と米国での給与格差を無くすため、米国支給の手取り金額が保障されているケースが多く、所得に対する税金も会社側が負担するのが一般的となります。また給与以外の雇用条件（住宅手当、教育補助等）も福利厚生の一部として提供する雇用契約を取り交わすこともあり、そのような福利厚生も課税所得として認識する必要があります。

【駐在員給与の特性】

- 日米における税制格差を補てんするため、手取り金額が保障される
- 給与以外の手当（住宅補助、教育補助）なども提供される
- 所得に対する税金（連邦・州税）を会社が補てん

1. グロスアップ

手取り支給額を保障するために、課税対象となる福利厚生額の特定、またそれら所得に相当する税額を含めた額面給与を計算する必要があり、その作業を「グロスアップ」と呼びます。つまりグロスアップとは、目標とする手取り支給額（ネット給与）を基に支給総額（グロス給与）を計算（グロスアップ計算）する作業となります。主な加算項目としては、以下が挙げられます。

項目	加算の是非
日本支給給与	ネット支給額に加算
社会保険税	ネット支給額に加算 ⁵
車両手当	ネット支給額に加算
住宅手当	ネット支給額に加算
教育補助手当	ネット支給額に加算
携帯電話	対象外
所得税	ネット支給額に加算

⁵ 日米社会保障協定を適用している場合は該当しない。

2. 日米社会保障協定

日米社会保障協定が結ばれる以前は駐在員は日米両国で社会保険税を徴収されており、保険料の二重払い問題が生じていました。この問題を解決するために、日米両政府間で社会保障協定が合意され、2005年10月1日から施行されました。次の資格条件すべてを満たすと日米社会保障協定の適用を受けられます。また、実際に米国で社会保険税納付の免除措置を受けるためには、日本の社会保険事務所（社会保険庁）が発行する社会保険制度加入を証明する「適用証明書」の入手を求められます。

【適用資格】

- ① 日本に拠点がある法人に雇用されていること
- ② 日本で社会保険税を納付していること
- ③ 米国での勤務が5年以内であること
- ④ 米国赴任前に最低6カ月間日本での勤務実績があること

i. 派遣期間が5年を超える場合

社会保障協定の適用は、派遣期間が5年以下の場合と規定されているため、派遣時点で駐在期間が5年を超えると予想される場合には、社会保障協定の適用を受けることができず米国で社会保険税を納付する義務が生じます。基本的に社会保険税は一方の国で納付することが義務付けられており、日米両国で納めることは認められていません。そのため5年以上の駐在であれば出国前に支払い停止手続きを取り、いったん保険料の支払いを停止する必要があります。

5年以下の場合	5年以上の場合
<ul style="list-style-type: none">● 社会保障協定の適用可● 適用証明書を入手● 日本で社会保険税を納付● 米国で社会保険税の納付免除	<ul style="list-style-type: none">● 社会保障協定の適用不可● 日本で支払い停止手続きを取る● 米国で社会保険税を納付する

ii. 適用範囲

日米両政府間で結ばれた社会保障協定の下、社会保険税の免税措置を受けることは出来ませんが、連邦失業保険税 (FUTA) または州失業保険税 (SUTA) に関しては免税措置効力を持っておらず、駐在期間に関係なく米国で納付する義務があります。

3. 比較事例 (個人所得税)

以下は、グロスアップ計算の考え方と州別の会社負担額の事例となります。

【仮定条件】

- 日本の年棒が 1,000 万円
- 厚生年金、税金などを差し引いた手取額が 750 万円
- 住宅手当として年間 1 万 2,000 ドル支給 (月 1,000 ドル)
- 1 ドル 100 円換算

上記仮定条件で日本から社員をカリフォルニア州に赴任させ、単純に日本での年棒に住宅手当分を上乗せした金額を支給した場合、実際の手取額は次のとおり日本に勤務していた時に比べ減るという現象が起きてしまいます。

給与 (給与+住宅手当)	112,000 ドル
所得税 (連邦)	(22,000 ドル)
所得税 (州)	(8,000 ドル)
家賃引き前手取額	<hr/> 82,000 ドル
家賃	(12,000 ドル)
実質手取額	<hr/> <hr/> 70,000 ドル

住宅手当として年間 1万2,000ドル 支給されているにもかかわらず、その社員の手取額は元の 7万5,000ドル よりも5,000ドル 低い 7万ドル に減ってしまいます。そこで、日本と同じ手取額を赴任先のカリフォルニア州で支給するために、目標とする手取額（ネット給与）を基に支給総額（グロス給与）を逆算する必要があります。逆算するとおおよそ次のような計算になり、この逆算作業をグロスアップ計算と呼びます。また会社の負担総額は住宅手当、所得税を含む 4万3,000ドル となります。（a の合計額）

給与（給与+住宅手当）	118,000 ドル
所得税（連邦）	(22,800 ドル) a
所得税（州）	(8,200 ドル) a
家賃引き前手取額	<u>87,000 ドル</u>
家賃	(12,000 ドル) a
実質手取額	<u><u>75,000 ドル</u></u>

先の事例を基に今度は赴任先を個人所得税を設けていないテキサス州と仮定した場合、おおよそ次の結果になります。カリフォルニア州のケースに比べ連邦所得税が減る計算になりますが、これは州税の無いテキサス州では、給与認識をする補てん額が無く、また同時にその金額にかかる税金も発生しないため、結果的に連邦税額も低くなるということになります。テキサス州の場合、会社の負担総額は住宅手当、所得税を含む 3万3,000ドル となります。（b の合計額）

給与（給与+住宅手当）	108,000 ドル
所得税（連邦）	(21,000 ドル) b
所得税（州）	b
家賃引き前手取額	<u>87,000 ドル</u>
家賃	(12,000 ドル) b
実質手取額	<u><u>75,000 ドル</u></u>

このように州が違うということだけで、駐在員一人当たりの会社負担額が大きく異なるため、州所得税を課税している州とそうでない州とを比べ、負担総額をシミュレーションすることも重要になるでしょう。また、州税補てん分に対して連邦税額も増えることから、州個人所得税率そのものは低くみえても、実質的にかかるコストは州税だけではないということを同時に理解する必要もあります。

IV. その他の税金

1. 動産税

地方自治体の主な財源として売上税のほかに動産税や不動産税などが挙げられます。売上税とは異なり、税金の申告および納付は動産税を管理する所在地管轄の各郡 (County) に対して行います。課税対象となる資産や税率もそれぞれ異なり、棚卸資産に対して課税を行う郡もあります。

課税対象資産

不動産以外の有形資産が課税の対象となり、会社備品や機器などが一般的な課税対象例として挙げられます。カリフォルニア州では棚卸資産は非課税扱いとなりますが、テキサス州では棚卸資産に対しても課税が行われます。さらに州レベルで個人所得税や法人所得税（フランチャイズ税を除く）を設けていない代わりに、動産税率が他州に比べ少し高めに設定されています。

課税の対象となる資産の査定は、毎年1月1日付の資産に対して行われます。従って、年末（12月31日）までに資産を売却、処分またはその課税地から移動することにより節税対策を講じることができます。

特殊ではありますが興味深い事例として大型バスを多数所有する長距離バス会社、グレイハウンドが挙げられます。価値が高額な大型バスは、その査定額も高くなるため動産税額もそれに比例して高くなります。そこで各郡内にある資産査定が1月1日付で行われることを上手く利用し、年末年始はあえて査定日付に税率の低い郡または優遇措置がある郡へ一斉にバスを移動する運行スケジュールを立てて節税対策を取っているそうです。

優遇措置

棚卸資産に対して毎年課税が行われれば、事業活動をするにあたって在庫を持たなければならない会社にとっては不利な状況になるため、棚卸資産の種類または事業形態により優遇措置を設けている郡もあります。代表的な優遇措置としてフリーポート免税 (Freeport Exemption) が挙げられます。

フリーポート免税とは、ある一定条件を満たす棚卸資産に対して動産税の免税を行う措置で、主に輸出産業や製造業がその恩恵を受けています。郡により免税条件に差はあるものの、主に次のすべて条件を満たした場合に適用されます。また在庫管理は何処でもよいわけではなく、郡に認定された特別区域に保管することが義務付けられています。

【免税条件】

- ① 州外から物品を取り寄せること
- ② 取り寄せた物品は、組み立て、保管、製造、修理、または加工目的で州内にあくまで一時的に保管していること
- ③ 取り寄せた物品は、175日以内に州外へ発送または出荷すること

2. 固定資産税

固定資産税は、土地や建物などの不動産に課税される税金で各郡 (County) が管理しています。固定資産税率を主な都市別で比較すると、ロサンゼルス郡の 0.786% に比べダラス郡の税率は 2.186% と少々高めに設定されています。ただし固定資産税額は、査定額から控除後の金額に税率を乗じて算出されますので、一概に税率だけでは判断を行うのは難しいと考えられます。

$$\text{固定資産税額} = (\text{査定額} - \text{控除}) \times \text{税率}$$

さらにテキサス州では年間の査定額上昇率の上限が 10% と定められており、増加率がこの上限を上回っている場合、管轄の郡に申し出て査定額の見直しをしてもらうことができます。動産税、固定資産税ともに次の要領で申告作業が行われます。

日程	作業内容
1月下旬	通知とともに申告用紙が届く
4月15日	申告期日
5月上旬	査定額の通知が届く
5月31日	異議申し立て申請期日
7月	公聴会、査定額確定
10月下旬	動産税請求書が届く
翌年1月31日	税金納付期日

V. 税制以外の検討事項

【税制以外の検討事項】

- 自治体サポートの有無
- 労働力、人件費および雇用関連法
- 日本からのアクセスや物流・交通の利便性
- 不動産価格、物価、生活費
- コミュニティおよび生活環境（日本食、駐在員へのサポート環境など）
- 将来的展望・展開計画（中南米へのアクセスなど）

各州は独自の所得税、売上税、失業保険税、動産税、固定資産税制を設けており、事業活動を行う州により会社へ掛かる税負担は大きく異なります。税金面での州別格差は、会社の運営に大きな影響を及ぼしますが、税制は単なる一つの要素であり必ずしも所得税が無い州、または売上税が低い州が有利であるとは一概にはいえません。そのため活動拠点を漠然と決めるのではなく、会社の戦略を基に税制を含めたいろいろな要素を総合的な観点から検討することが重要といえるでしょう。

VI. 付属資料

税制比較早見表

付属資料 1

	カリフォルニア州	テキサス州
法人所得税:	法人所得税	フランチャイズ税
課税対象	経常利益 (Net Income)	粗利益 (Gross Margin)
按分方式	農業、採掘業、金融業は3要素 (売上、資産、給与) を使用。その他の業種は売上のみ。	売上のみ。
税率	銀行・金融業 - 10.84% その他の業者 - 8.84%	小売・卸売業 - 0.375% その他の業者 - 0.75%
最低課税額	最低 800ドル	無し。
優遇税制	特に無し。	総収入が 111万ドル 以下の場合、非課税。税額が 1,000ドル未満の場合は免税。
予定納税	有り。(全世界の法人が対象)	無し。
繰越欠損金	20年繰り越し。	不可
PL 86-272	適用	適用なし
スローバック	有り。(全世界の法人が対象)	無し。
合算課税	有り。(全世界の法人が対象)	有り。(米国内の法人のみが対象)
申告様式	100, 100S, 100W など	05-158, 05-163, 05-102 など
申告日	事業年度が終了してから3カ月目の15日	会計年度に関係なく毎年5月15日
特長	最低課税額が制定されているため、業績不振 (赤字決算) の場合、800ドルを納めるのみ。	粗利益に対して課税されるため、業績不振 (赤字決算) の場合でも税金が発生する可能性がある。
個人所得税:	有り。	無し。
税率	最高税率12.3%	該当なし。
申告様式	540, 540 NR	該当なし。
失業保険税:	有り。	有り。
税率	最低 1.50%、最高 6.20%	最低 0.45%、最高 7.47%
課税対象額	年間一人当たり最高 7,000ドル	年間一人当たり最高 9,000ドル
売上税:	有り。	有り。
税率	州売上税率 7.5% (地方税を除く)	州売上税率 6.25% (地方税を除く)

【注意】 税率、金額ともに2016年3月時点

税務申告スケジュール

(12月決算期)

提出期日	申告内容・様式	対象	備考
1月31日	失業保険税申告 (Form 940)	連邦	
1月31日	第4四半期給与税申告 (Form 941)	連邦	
1月31日	第4四半期州失業保険税 (Form C-3)	テキサス	最初の9,000ドルのみ課税対象となるため、第1四半期に必要な税金の納付が終了している場合は、それ以降の納付は必要はない(※1)。
3月15日	法人所得税延長申告 (Form 7004)	連邦	法人所得税申告の提出日を延長。
4月15日	第1四半期予定納税	連邦	税金が発生すると予想した場合のみ納付。
4月30日	第1四半期給与税申告 (Form 941)	連邦	
4月30日	第1四半期州失業保険税 (Form C-3)	テキサス	(上記※1参照)
5月15日	フランチャイズ税延長申告 (Form 05-164)		フランチャイズ税申告の提出日を延長。
6月15日	第2四半期予定納税	連邦	税金が発生すると予想した場合のみ納付。
7月31日	第2四半期給与税申告 (Form 941)	連邦	
7月31日	第2四半期州失業保険税 (Form C-3)	テキサス	(上記※1参照)
9月15日	第3四半期予定納税	連邦	税金が発生すると予想した場合のみ納付。
9月15日	法人所得税申告 (Form 1120)	連邦	延長申請をした場合のみ。
10月31日	第3四半期給与税申告 (Form 941)	連邦	
10月31日	第3四半期州失業保険税 (Form C-3)	テキサス	(上記※1参照)
11月15日	フランチャイズ税申告 (Form 05-158, 05-102)	テキサス	延長申請をした場合のみ。
12月15日	第4四半期予定納税	連邦	税金が発生すると予想した場合のみ納付。

【注意】

1. 地方税を含むその他の税務申告（売上税、動産税、個人所得税関連など）は省略。
2. 申告期日が週末または祝祭日にあたる場合は、その翌営業日に繰り越される。
3. 12月決算、一般法人(C Corporation) 仮定。